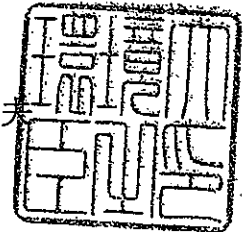


諮問第257号  
環水大土発第090413003号  
平成21年4月13日

中央環境審議会会長  
鈴木基之殿

環境大臣  
齊藤鉄夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記について、環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月農林省告示第346号）（以下「告示」という。）に基づき、別紙の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定することについて貴審議会の意見を求める。

(別紙)

S-ベンジルO, O-ジイソプロピルホスホロチオアート (別名イプロベンホス又はI  
BP)

(E)-4-クロロ- $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-N-(1-イミダゾール-1-イル  
-2-プロポキシエチリデン)-o-トルイジン (別名トリフルミゾール)

1-[4-(2-クロロ- $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-p-トリルオキシ)-2-フル  
オロフェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名フルフェノクスロ  
ン)

メチル= $\alpha$ -(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイルスルファモイル)  
-o-トルアート (別名ベンスルフロメチル)

N-(1-エチルプロピル)-2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン (別名ペンディ  
メタリン)

(10E, 14E, 16E, 22Z) - (1R, 4S, 5' S, 6R, 6' R, 8R,  
13R, 20R, 21R, 24S) - 21, 24-ジヒドロキシ-5', 6', 11,  
13, 22-ペンタメチル-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ [15. 6. 1,  
14, 8. 0<sup>20, 24</sup>] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-  
2'-テトラヒドロピラン-2-オン (別名ミルベマイシンA3) 及び (10E, 14  
E, 16E, 22Z) - (1R, 4S, 5' S, 6R, 6' R, 8R, 13R, 20R,  
21R, 24S) - 6'-エチル-21, 24-ジヒドロキシ-5', 11, 13, 22  
-テトラメチル-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ [15. 6. 1. 14, 8. 0<sup>20, 24</sup>] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラ  
ヒドロピラン-2-オン (別名ミルベマイシンA4) の混合物 (別名ミルベメクチン)

(RS)-2-(4-クロロ-o-トリルオキシ)プロピオン酸カリウム (別名メコプロッ  
プカリウム塩又はMCPPカリウム塩)

(RS)-2-(4-クロロ-o-トリルオキシ)プロピオン酸ジメチルアミン (別名メコ  
プロップジメチルアミン塩又はMCPPジメチルアミン塩)

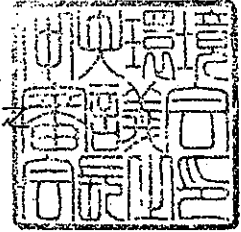
(R)-2-(4-クロロ-o-トリルオキシ)プロピオン酸イソプロピルアミン塩 (別名メコ  
プロップPイソプロピルアミン塩)

(R)-2-(4-クロロ-o-トリルオキシ)プロピオン酸カリウム塩 (別名メコプロッ  
プPカリウム塩)

中環審第499号  
平成21年4月13日

中央環境審議会土壤農薬部会  
部会長 松本 聡 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が  
定める基準の設定について（付議）

平成21年4月13日付け諮問第257号、環水大土発第090413003号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。